

令和7年度第一回東京都地方独立行政法人評価委員会 議事録

日 時：令和7年8月7日（木） 午後1時25分～午後2時55分

場 所：東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

審議事項：

- （1）地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価案に関する意見聴取
- （2）地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの第四期中期目標期間の終了時における業務及び組織の全般にわたる検討案に関する意見聴取
- （3）地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの第五期中期目標案に関する意見聴取

（午後1時25分 開会）

○総務局（足原行政管理担当課長） お待たせいたしました、事務局でございます。

それでは、ただいまより令和7年度第一回東京都地方独立行政法人評価委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、当委員会の事務局を務めます、東京都総務局グループ経営戦略課の足原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、案内事項を何点か申し上げます。

まず、本日の資料の確認でございますが、次第に記載のとおり、資料1から資料9までとなっております。会場にご出席の委員の皆様で、資料の不足等がございましたら、お近くの事務局職員までお知らせくださいますようお願いいたします。

オンラインでご参加の委員の皆様におかれましては、事前にお送りいたしました資料を順次画面に表示してまいりますので、そちらをご確認くださいようお願いいたします。

次に、会議中の発言についてでございます。

オンライン参加の委員の皆様におかれましては、画面上の挙手ボタンを押してお知らせくださいますようお願いいたします。会場ご参加の皆様におかれましては、恐れ入りますが、挙手をお願いいたします。

委員長より順次ご指名いただきますので、オンラインでご参加の委員の皆様におかれ

ましては、マイクをオンにいただきまして、会場の委員の皆様におかれましては、卓上マイクのボタンをオンにしてご発言くださるようお願いいたします。

続きまして、本日の出席状況についてでございます。

オンラインによる委員の参加の方が7名いらっしゃいまして、会場の方も合わせまして、合計24名中20名の委員の方にご出席いただいておりますので、東京都地方独立行政法人評価委員会条例第7条第3項に定める定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

ここで、議事に先立ちまして、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターを所管しております東京都産業労働局の大川商工施策担当部長より一言ご挨拶をさせていただきます。

○産業労働局（大川商工施策担当部長） ご紹介いただきました、産業労働局商工施策担当部長、大川でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターに関する中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価、中期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討や第五期中期目標に関する3件の議題につきまして、ご審議いただきますために、貴重なお時間を皆様いただきまして、誠にありがとうございます。

都立産業技術研究センターは、平成18年4月に都の組織でありました都立産業技術研究所が地方独立行政法人に移行する形で誕生いたしまして、本年度で20年目に入ったところでございます。この間、都内の中小企業への技術支援機関としまして、着実に実績を重ねてまいりました。

この20年間の社会経済情勢を振り返りますと、経済のグローバル化、少子高齢化、気候危機の深刻化といった長期的な変動に加えまして、リーマンショックですとか、東日本大震災、新型コロナウイルスの感染症の流行、そして最近ではトランプ大統領の関税強化ですとか、都内経済は何度も逆風にさらされてきたところでございます。

一方で、産業界におけます技術の動向を見ますと、様々な分野におきまして、デジタルトランスフォーメーションが進んでおります。また、生成AIなどをはじめとしたテクノロジーは、爆発的な進化を続けております。

こうしました中、都立産業技術研究センターでは、産業技術に係る試験と研究を行うことによりまして、都内の中小企業の振興を図り、もって都民の生活の向上に寄与していくという設立の目的に従いまして、常に最新の技術を探求し、それを中小企業の技術

力の向上と都民生活を豊かにする新製品・新サービスの開発に役立ててきたものと考えております。

本日は、都立産業技術研究センターがこの5年間取り組んでまいりました業務の実績をご検証いただくとともに、令和8年度からの5年間取り組むべき業務運営の方針につきまして、評価委員会の皆様からご忌憚のないご意見を頂戴したく存じます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○総務局（足原行政管理担当課長） それでは、議事に入らせていただきたく存じます。

ここから先の進行は、大野委員長にお願いしたいと思います。

それでは、大野先生よろしくお願いいたします。

○大野委員長 ただいまご紹介いただきました、評価委員会の委員長を務めさせていただいております大野でございます。どうかよろしくお願いいたします。

さて、本日は委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。短い時間ではございますけれども、多方面でご活躍されておられる委員の皆様から、様々な見地からのご意見をいただければと思います。

なお、本日の委員会は、公開で行わせていただきますのでご了解ください。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入らせていただきます。

まず、報告事項といたしまして、本日の審議対象となる地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの概要について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○産業労働局（永島技術調整担当課長） 試験研究分科会の運営を所管しております、産業労働局商工部技術調整担当課長の永島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの概要について、ご説明を申し上げます。

お手元、資料1をご覧ください。

まず、この法人の位置づけでございますが、産業技術に関する試験、研究、普及及び技術支援等を行うことにより、都内中小企業の振興を図り、もって都民生活の向上に寄与することを目的として、都が設置をいたしました地方独立行政法人でございます。

沿革でございますが、都産技研の源流は、大正10年に設立をされました府立東京商工奨励館でございます。

その後、大正13年に電気研究所、昭和2年に染織試験場が相次いで設立、昭和34年に設立されたアイソトープ総合研究所を加えた四つの試験研究機関が順次統合され、都の公設試験研究機関の基本骨格が出来上がりました。

平成18年には、東京都地域中小企業振興センターの技術支援部門を統合いたしまして、地方独立行政法人へ移行しました。その後、平成22年に多摩テクノプラザを開設、平成23年には、今の江東区青海に本部を移転いたしました。

そして、平成27年には海外事務所となりますタイ・バンコク支所、令和3年には食品技術センターを統合いたしまして、今日に至ります。

支援拠点といたしましては、資料にも記載がございますとおり、都内に6か所、海外はタイに1か所となっております。

役員は資料の左下がございますとおり、現在、理事長は、元東芝研究開発センター理事・主席技監を務めていました、黒部篤氏が務めてございます。職員数でございますが、383名、うち7割超を研究職が占めるという形となっております。

右上、組織図をご覧ください。

内部監査室からその三つ下、総務部までが、内部管理部門、その下でございますが、現在、本部制を敷いております。

研究開発本部には各技術部が、そしてその下に細分化した課相当の技術グループを設けてございます。

また、技術支援本部には、二つの技術支援部がぶら下がっております。多摩テクノプラザは、多摩地域の準拠点との位置づけにより、部相当の組織となっております。

予算でございますが、103億円のうち、都からの交付金が約87億円となっております。

2ページ目をお開きください。

こちらからは、事業案内を掲載してございます。この資料を用いまして、簡単に事業等の紹介をさせていただきます。

右下の資料数字で3ページをお開きください。

資料の右側に、都産技研の第四期中期計画期間の経営方針を記載しております。「総合力で頼りになる都産技研へ」をスローガンといたしまして、技術支援、研究開発、そして、それらの取組を支える機動的な運営、この三本柱で都内中小企業の支援を展開しております。

4 ページをご覧ください。

技術支援について、ご説明をいたします。

まず、技術相談でございますが、こちらは都産技研の全ての支援の入口として、ものづくりに関する技術からサービス産業まで、幅広い分野で相談を受けております。令和6年度には、約6万3,000件の技術相談に対応するほか、新たに簡易的な技術相談が可能なチャットボットの運用を開始するなど、利便性の向上も図っております。

次の依頼試験でございますが、中小企業から製品や材料などをお預かりしてご希望の試験を実施、報告書を発行いたします。品質証明や事故原因の究明など、幅広く活用いただいております。

機器利用は、自社での導入が困難な高額な機器など、産技研が直接利用に供しまして、測定や分析、試作等に役立てていただいております。令和6年度は、依頼試験、機器利用、合わせて約28万4,000件のご利用がございました。

そのほか、お客様の開発段階に応じて、様々なメニューを組み合わせ提供するオーダーメイド型技術支援や、セミナー・講習会を通じた産業人材の育成にも取り組んでおります。

5 ページをご覧ください。

もう一つの柱でございます研究開発です。

まず、基盤研究ですが、東京の産業を「牽引する」「創出する」「支える」という方向性の明確化をいたしまして、年間50件から60件程度の研究に取り組んでおります。

次に共同研究ですが、こうした基盤研究で得られたアイデアや技術シーズ、知見をベースとして、独自の技術やノウハウを持つ中小企業、大学などと協力をして、製品化、事業化を目指した共同研究を行っています。令和6年度は、15件の製品化、事業化の事例が生まれています。

加えて、科学研究費助成事業や経済産業省事業、AMEDなどのプロジェクトに積極的に提案を行い、外部資金を導入した研究にも積極的に取り組んでおります。後ほどの説明にも出てまいります。現在、第四期中期目標期間に精力的に取り組んできた項目の一つでございます。

その下、戦略的プロジェクトでございます。こちらは都の施策と連携をいたしまして、「新産業創出」「社会的課題解決」、これらの二つに特化したプロジェクト型事業に取り組んでおります。

ここにはその一例を記載しておりますが、本部に併設をいたしましたD X推進センターを拠点とした5 Gをはじめとする高速通信、I o T、ロボット関連の製品開発支援や、参入障壁の高い航空機産業への参入支援、社会的課題解決の観点では、介護現場の負担軽減を狙った次世代介護機器など、これらの研究開発に取り組んでいます。

資料の右側、オープンイノベーションの推進でございます。

都産技研では、自治体、金融機関、中小企業支援機関、大学などと連携協定を締結しまして、協働した取組を行うほか、東京イノベーション発信交流会を開催しております。これらの団体や企業間の連携を後押ししています。

加えて、都産技研のアセットも活用しております。本部、多摩、合わせて20室超の入居施設、製品開発支援ラボを運営しております。

こちらは非常に人気のある施設でございまして、稼働率も高く、将来有望なスタートアップ、中小企業が入居し、都産技研の支援メニューを活用しながら、製品開発に取り組んでいます。

そのほか、海外特有の規格や法規制に係る情報収集及び相談、セミナーなどを通じた普及を国内で展開するほか、バンコク支所ではA S E A N地域に進出する日系企業の相談にも対応しています。

最後に、これらの事業展開を支える取組としまして、「情報発信」が挙げられます。

ウェブサイトやメールマガジンをはじめとしたオウンドメディアによる広報はもちろんのこと、各種展示会への出店、学会、業界団体における論文投稿、発表などを通じて、都産技研のP Rに加え、保有する技術シーズや都産技研の成果、活用事例などを広く情報発信し、都産技研の取組を伝えております。

説明は以上でございます。委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○大野委員長 どうもありがとうございました。

それでは続いて、審議に移りたいと思います。

本日の議題は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価案、第四期中期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討案及び第五期中期目標案に関する意見聴取の3件となります。

それでは、本日の議題に関して3件を一括して事務局よりご説明をお願いいたします。

○総務局（足原行政管理担当課長）

それではまず初めに、私から本日の審議事項と評価委員会の関係につきまして、ご説

明をさせていただきます。

資料2、東京都立産業技術研究センターにおける目標・評価の仕組みをご確認ください。

まず、項番1、中期目標期間についてでございますが、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターは平成18年4月1日に設立をされ、今年度は第四期中期目標期間の最終年度を迎えてございます。

なお、公立大学法人を除く地方独立行政法人の中期目標期間につきましては、地方独立行政法人法の規定により3年以上5年以内としておりまして、東京都立産業技術研究センターにおける次期中期目標期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間を予定してございます。

続きまして項番2、目標・評価の仕組みについてでございます。

目標設定から評価までの一連の流れにつきましては、地方独立行政法人法の規定によりまして、上から順に、知事が達成すべき業務運営に関する中期目標を決定した後、法人に指示をし、その指示を受けた法人は当該中期目標に基づきまして中期計画を作成して、計画に基づいた業務運営を行ってまいります。

そして、法人が取り組んだ業務の実績につきましては、評価委員会の意見を聞いた上で、知事が評価を行うということになってございますが、評価には3種類ございまして、毎年度行う年度評価、それから、中期目標期間の最終年度に行う中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価、いわゆる、見込み評価と呼んでいるものでございます。

それから最後に、中期目標期間終了後に行う中期目標期間実績評価、これらの三つがでございます。

これら三つの評価のうち、見込み評価を行ったときは、知事は中期目標期間の終了時までに組織や業務全般にわたる検討を行うと、こういった流れになってございます。

本日の委員会では、産業技術研究センターが中期目標期間に切り替わるといった節目を迎えていることから、下から二つ目の②番のところでございますが、業務組織全般の検討や次期中期目標期間の設定につなげる位置づけとなる中期目標期間終了時に見込まれる業務実績、いわゆる見込み評価でございます。

それから、一番下の中期目標期間の終了に当たり、東京都が法人の業務や組織の在り方についての検討を行う組織業務全般の検討、それから最後に一番上でございますが、東京都が法人に対して、法人の業務運営に関する目標を定めて法人に指示する中期目標、

これら三つの各案につきまして、評価委員会にお諮りするものでございます。

目標評価の仕組みについてのご説明は以上でございまして、引き続き、本日の審議事項の内容について、所管の産業労働局からご説明いたします。

○産業労働局（永島技術調整担当課長） では、続きまして3件を一括いたしまして、私から説明をさせていただきます。

まず、東京都立産業技術研究センターの見込み業務実績評価案について、ご説明申し上げます。資料3をご覧ください。

まず、上段の1、全体評価をご覧ください。

全体評価につきましては、「優れた業務の達成状況にあり、期間終了時には中期目標の達成が見込まれる」としています。これは、5段階評価の中で上から2番目の評価となっております。

全体評価のポイントといたしましては、まず、研究開発、技術支援の両面で、様々な事業を展開し、中小企業の製品化等に貢献したことを高く評価しています。

研究開発では、都産技研が蓄積した知見を中小企業の技術等と融合させ、多数の製品を創出したほか、技術支援においては、中小企業の個別ニーズに沿ったきめ細やかな支援を提供。成長産業分野への参入や社会課題解決に資する開発支援を通じて実績を上げました。

一方で、充実を求める事項としては、相談情報の蓄積による業務運営の質の向上、柔軟で機動性の高い組織運営及び人材の確保・育成を挙げてございます。

2、項目別評価です。

SからDまでの5段階評価で20の項目につきまして、令和3年度から令和6年度までの年度別の業務実績評価及び第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価を記載しています。

見込み評価の評語では、「極めて良好である」とするSが3項目、「良好である」のAが7項目、「おおむね良好である」のBが10項目となっております。

2ページにお進みください。

3、項目別の主な業務実績・評価でございます。ここでは、四つの評価項目について説明をします。

まず、「共同研究」です。本項目は、中小企業等との共同研究の実施に関わる項目ですが、4年間での目標達成率は90%と順調であるほか、研究実施後のフォローにも精力

的に取り組んでいます。5年間での目標達成が見込まれ、製品化に多く発展させていることを評価しました。

右に記載のある事例は、障害を持つ子供のQOL向上につながる製品化事例を掲載しております。

次に、「外部資金導入研究・調査」です。採択件数は、昨年度の実績により、5年間の目標値としておりました140件を4年目で達成をいたしました。また、歳入総額も第三期同時期と比べまして、その実績を上回る高い水準を上げております。

これには、センター内における新規採択に向けた組織的な取組が功を奏しております。こうした外部資金を獲得した研究は、都からの財政支援で取り組む基盤研究と併せて、都産技研の研究の幅を広げ、多様な技術的知見の蓄積につながっており、この点を高く評価をいたしました。

事例は、昨年度までに取り組みました経済産業省の資金を活用した3Dプリンターの高速化の事例でございます。

3ページにお進みください。

「新産業創出支援」でございます。令和2年度に開設をいたしましたDX推進センターを拠点として、5G、IoT、ロボットに係る支援を重点的に実施し、自動巡視点検ロボット等の多数の製品化に貢献をしました。また、航空機産業の参入支援においても、支援効果を発揮しました。

次に、「社会的課題解決支援」でございます。プラスチック代替、フードテック、サーキュラーエコノミー、障害者の活発な活動、また、冒頭申し上げました介護環境の改善といった様々な社会課題の解決に資する中小企業の製品化・事業化につながる研究開発に取り組みました。

写真には、東京パラリンピックでメダルを獲得した競技用車椅子の技術を活用した一般向け車椅子の事例、また、廃材の木粉をアップサイクルしました食品容器の開発事例を掲載しております。いずれも事業化に至りまして、売上げに貢献をしています。

そのほか、水素エネルギーの活用に向けた調査や基盤研究を実施し、セミナーで発信するなど、中小企業の進む方向性に先鞭をつけるような取組も行っており、この点を評価いたしました。

最後に、試験研究分科会としてのご意見について紹介をさせていただきます。

4ページ目をご覧ください。

分科会の総評といたしましては、「優れた業務の達成状況にあると認められる」とのご意見をいただきました。

委員の皆様の専門的知見に基づきまして、様々なご意見をいただきました。先ほど説明をいたしました、外部資金導入研究に関するもののほか、知的財産については、実施許諾の件数を着実に伸ばしている点を評価いただきました。

今後に向けては、組織、戦略的な知財管理に取り組むことに期待するといったご意見、都内経済の基盤となるものづくり中小企業へのきめ細やかな支援を継続し、将来にわたる技術の承継を後押しすることが望まれるといった意見も頂戴をしております。

また、第五期中期目標期間の取組への要望といたしましては、多様な広報活動により、支援内容や研究成果等を効果的に発信することで、より多くの中小企業の利用を促進すること、中小企業の製品化、事業化を優位なものとするため、社会や経済の動向を調査、分析し、中小企業の支援に生かしていくことが挙げられています。

見込み評価案の概要については以上でございます。

なお、資料4といたしまして、見込み評価案の詳細をお付けしてございますので、後ほどご参照いただきたく存じます。

続きまして、第四期中期目標期間の終了時における業務、組織全般の検討案についてご説明を申し上げます。

お手元の資料5をご覧ください。

まず、1ページの上段、この組織、業務全般の検討の位置付けについてでございますが、こちら、地方独立行政法人法で実施が定められています。

その下に法の趣旨を記載しておりますが、法人が都の施策を実施する機関として、効率的かつ効果的な業務運営を目的としていることから、その法人に公的な資金を投入し、また、法律上の特別の地位を与えた上で業務を行わせる必要性について検討する必要があります。

同様の観点から、現状の組織形態は適切なものとなっているかなども、第四期中期目標期間における見込み評価を行った上で確認していくというものでございます。

第1の見込み評価につきましては、先ほどご説明したため、割愛させていただき、2ページをご覧ください。

まず、第2の1、業務の必要性、有効性でございます。

都産技研は、法人の利用に関する調査を毎年行い、アウトカム評価報告書として取り

まとめています。こちらによりますと、法人の主要事業である「技術相談」「依頼試験」「機器利用」の利用が多く、その利用者の目的達成度は、いずれの項目でも95%以上の高い評価を得ています。

また、研究の面でも、基盤研究によって蓄積した技術的知見を生かして、共同研究等を通じて、多数の製品化、事業化に貢献をしています。

技術支援の中でも、特に依頼試験については、試験内容によっては民間の検査機関も実施している項目もございますが、公設試としての検査の公正性、信頼性、この担保に加え、ただ試験結果を提供するだけではなく、実際にその試験結果に基づくアドバイスや機器の操作講習、技術課題の解決など、きめ細かい支援を併せて行っていることが特徴的な点です。

加えて、中小企業が単独で導入が困難で、多額の設備投資を要する施設や機器を法人が導入し、その利用に供することは非常に有益でございます。これらの点を総合的に勘案しますと、法人による中小企業の支援業務については、必要性が高く、また、有効性も妥当であると考えています。

続いて、2、組織の必要性・有効性でございます。

都産技研は、先ほど申し上げましたとおり、平成18年度に独立行政法人に移行して以降、各支所等の設置、または再編等を行ってまいりました。

多様な地域にそれぞれ産業集積があるということを考えますと、法人が本部を置く青海の1か所のみでは、それぞれにきめ細かい支援を提供するのは難しいという状況がございます。また、グローバル化や先端技術の進展等の状況を踏まえますと、海外展開を見据えた支援、またはDX分野への支援、これも不可欠でございます。

こうしたことから、現在の本部、また隣接するテレコムセンターに所在するDX推進センター、多摩地域の多摩テクノプラザ、城東、城南、墨田食品技術センターの4支所、加えて海外のバンコク支所という組織構成につきましては、現状におきまして、効果的な支援体制であると考えています。

続きまして、地方独立行政法人の運営形態の適切性についてでございます。

法人においては、予算や利用料金を柔軟に設定できる独立行政法人制度の特徴というものを最大限に生かして、利用者のニーズ調査等に基づき、新たな試験機器の導入など支援の充実を図っています。

また、ただ機器を拡充するだけではなく、その利用頻度を検証し、依頼試験、機器利

用の項目を適宜見直すなど、業務運営の改善に向けた取組も進めています。技術支援と両輪となる研究開発においても、複数年度にまたがる研究開発を実施するなど柔軟な対応を行っています。

このように、利用者である中小企業のニーズ等をもとに、PDCAサイクルを回しながら実効性の高い事業を進めているという点などにおきまして、地方独立行政法人のメリットを生かした適切な業務運営を行っていると考えます。

加えて、収支予算を柔軟に執行できる独法制度の特徴を生かして、財政の健全性も確保しながら事業の展開を図っているところでございます。

これらを踏まえ、今後も地方独立行政法人の運営形態を取っていくことが適当であると考えています。

次に、第3、第四期中期目標期間の総括と今後の法人の在り方でございます。

まず、所要の措置の必要性については、これまでの検討の結果を踏まえ、第四期中期目標期間の最終年度を迎えた現時点において、法人の業務内容、組織構成、運営形態につきましては、総じて適切かつ妥当なものと判断されますので、現状、特段の措置を講じる必要性は認められないと判断をしています。

一方で、次の第五期中期目標期間に期待される取組についてでございますが、今後の事業展開に当たっては、中小企業を取り巻く社会経済情勢というものを踏まえて、産業活性化、社会課題解決につながる技術シーズの蓄積と、それらを活用した新技術、新製品の開発支援、様々な支援機関との連携、オープンイノベーションの推進を図っていく必要があると考えています。

また、法人の運営面においては、これらに柔軟に対応できる組織体制の構築や、人材の確保、育成といった取組を期待する旨、まとめております。

以上、法人の業務、組織全般にわたる検討について、概要を説明いたしました。

検討内容の詳細につきましては、資料6に記載しておりますので、こちらも後ほどご確認ください。

続きまして3点目、第五期中期目標案について概要を説明いたします。

お手元、資料7をご覧ください。

第五期中期目標の構成でございますが、前文と五つの柱で成り立っています。この五つの柱は、地方独立行政法人法において、中期目標に定める事項として規定をされているものでございます。

まず、前文では、政策体系における法人の位置づけ及び役割、つまり、都産技研が向こう5年間果たしていく役割について、基本的な考え方を記載しています。

平成18年度の設立以降の法人の大きな目的であります、「産業技術に関する試験、研究、普及及び技術支援等を行うことにより、都内中小企業の振興を図り、もって都民生活の向上に寄与する」というミッションについては、変わるものではございません。

それに加えて、本年3月に都が策定をいたしました、東京の将来のあるべき社会のビジョンを見据えた都政の羅針盤である「2050東京戦略」の実現に向け、中小企業、スタートアップの新事業展開を後押しすることによる、社会・企業双方の持続可能なイノベーションを都産技研が促進すること、そのために、都産技研自身が社会の変革や産業力の強化につながる先端技術領域の知見を獲得するための研究開発を一層することを求めます。

これらを実現するため、ご覧の四つの事業上の視点と、二つの業務運営上の視点に基づき、中期目標を策定しております。

次に、第1、中期目標の期間でございます。

こちらは、先ほどの説明にもありましたとおり、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を設定しております。

次に第2、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項についてご説明を申し上げます。

この中には三つの柱を立てています。1、東京の産業を支える技術支援、2、東京の産業を活性化させる研究開発、3、東京の産業の未来を拓く研究開発です。順にポイントを絞りながら説明をいたします。

1の(1)中小企業が直面している技術課題の解決に向けた支援ですが、外部環境の変化に対応しつつ中小企業が発展していくため、企画開発から試作、評価試験、事業化に至るまでの各段階において、企業が直面する課題の解決に向けた支援を通じて、付加価値の高いものづくりを促進します。

ア、技術相談としまして、これまで以上に相談業務のDXを進めながら、効果的、効率的な相談体制を充実してまいります。また、併せて相談情報の蓄積、分析、活用、これらは都産技研の業務全体の質を向上させるものとして、第五期における取組強化を図ります。

イ、依頼試験、ウ、機器利用では、技術動向や企業ニーズを踏まえながら、引き続き、

品質評価や測定、分析などに寄与するサービスを提供いたします。

エ、支所における支援では、各支所における地域性や特性、強みを生かした企業密着型の支援、または特徴的な技術分野を発展させた高度専門的な技術支援を展開いたします。また、本部の研究部門、あるいは複数の支所連携での支援の必要性についても述べています。

オ、技術課題解決や製品開発のニーズに柔軟に応える受託技術支援では、支援業務を包括的に受託し、ハンズオン支援を実施することで、支援効果の強化及び企業側の負担軽減を図ります。

カ、海外展開支援では、法規制や国際規格に関する技術相談やセミナー等を通じた情報提供を引き続き本部で行いつつ、タイのバンコク支所では昨年度、都の経営支援機関であります東京都中小企業振興公社タイ事務所の隣に事務所を移転したことを契機といたしまして、これまで以上に経営・技術の連携を深めた支援を展開してまいります。

(2) 産業人材育成に向けた支援では、ア、中小企業の技術系人材の育成として、これまでの業務で生まれた研究開発成果や最新の技術動向を、セミナーや講習会等によって中小企業に還元してまいります。また、中小企業や業界団体等における個別性の強い課題に対しても、希望に寄り添ったきめ細やかな支援を行います。

(3)、他の支援機関等との連携による包括的支援への参画では、多様な機関による中小企業支援のネットワークに積極的に参画をいたしまして、公的な技術支援機関としての役割の発揮を期待します。そのため、区市町村や経営・起業支援機関、商工団体及び金融機関等と協力し、様々な連携事業に取り組んでまいります。

次に、2、東京の産業を活性化させる研究開発です。

中小企業の競争力の強化につながる技術的知見を、基盤研究を通じて蓄積するとともに、その基盤研究で得られた成果を、中小企業や業界団体等との共同研究により実用化につなげます。

こちらは、第四期中期目標期間にも多くの製品化、事業化に貢献してきたところですが、さらなる向上を目指します。

併せてウ、知的財産についてでございますが、将来、中小企業への実施許諾や共同研究につながり得る優れた技術的知見を権利化し、積極的に発信することで、新技術・新製品開発への利活用を促進いたします。

続いて、(2) 中小企業等の連携による新技術、新製品開発の促進では、単独企業で

は困難な技術課題の解決や新製品開発に取り組むため、他企業や大学等との連携によるオープンイノベーションを望む中小企業に対して、都産技研がマッチングの場を引き続き提供してまいります。

また、これらの連携に関しては、第五期では技術支援機関として都産技研もこれまで以上にコミットをしていくことで、その協業や共同開発に至る活発な活動を支援してまいります。

2ページをご覧ください。

三つ目の柱、東京の産業の未来を拓く研究開発でございます。

先ほど申し上げました2050東京戦略では、2035年に向け取り組む政策を、28の戦略として取りまとめております。こうした都政の方針と軌を一にして、社会や産業の将来、技術動向に関する長期的展望を持ち、都産技研自らの考えで、その実現に必要な新たな技術的知見を蓄積してまいります。

具体の技術分野として、都産技研が支所等における専門的な支援として取り組んできた分野をさらに発展させることに加えて、新たに生成AI、生理心理学の産業への活用、フードテックなどの先端技術領域の知見の獲得を目指します。

また、第四期に取り組んだ協創的研究をさらに推進し、複数の技術分野にまたがる課題を都産技研の総合力で、組織を横断した研究体制により課題解決に取り組みます。

この研究で得られた先進的な技術について、社会や産業の動向を踏まえた活用の可能性を示し、普及セミナー等により、中小企業に対し情報発信と技術移転を進めます。

そして、(2)共同研究開発ですが、ただいま申し上げた技術シーズの蓄積と優れた技術力を持つ中小企業と組んだ共同研究によりまして、シーズの社会実装、社会課題解決に資する製品サービスの開発を目指します。

また、その成果をリーディングモデルとして普及、横展開し、他の中小企業の参入も後押ししてまいります。

その下、第3から第5までは、ただいま申し上げた事業展開を支える基盤となる業務運営について、記載をしています。

幾つかかいつまんで説明をいたします。

1、情報発信の推進では、都産技研のさらなる利用企業拡大につながるよう、広報発信の強化を求めています。オウンドメディアに加えまして、連携機関を通じた広報など、様々な手法を駆使して発信をしてまいります。

また、研究員一人一人が、業界団体や学会における発表など、多様な機会で研究成果を積極的に発信していくことで、都産技研の認知を広めることに加えて、研究成果や保有する知的財産等の実施許諾も含め、その活用を推進してまいります。

次に２、組織体制及び運営では、先端的な研究開発を実施するため、都産技研の総合力を発揮できるよう研究企画機能の強化を求めます。また、企業と同様、職員を重要な資本と捉え、専門的な技術力と企業ニーズ等に対応できる広い視野を持った職員の育成に取り組みます。

職員の生産性向上のためには、持続可能な働き方を実現することも重要です。働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現、労働安全衛生等の管理体制の整備はもちろんのこと、女性活躍、DE&Iの視点を持ち、多様な人材、価値観を組織に導入することで、業務運営の活性化を図ります。

その他、財政運営、設備管理、危機管理、コンプライアンスなど、組織として当然に求められる事項についても盛り込んでおりますが、ここでの説明は割愛いたします。

以上が第五期中期目標案の概要でございます。

こちら、資料８を目標案の全文として添付をしておりますので、併せてご覧いただきたく存じます。

駆け足の説明となり恐縮ではございますが、以上３点の審議事項についてご説明を申し上げます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○大野委員長 どうもありがとうございました。

これらの案の策定に当たりましては、試験研究分科会において審議を行ってまいりました。その結果、今、ご説明のありました第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価案、第四期中期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討案及び第五期中期目標案を評価委員会の皆様にご審議いただく運びとなったところでございます。

これから委員の皆様方に、ご意見等を伺いたいと思いますが、その前に東京都立産業技術センターを所管しております試験研究分科会を代表しまして、鈴木分科会長から分科会でのご意見等につきましてご報告をいただきたいと思います。

それでは、鈴木委員、よろしくお願いいたします。

○鈴木分科会長 鈴木でございます。

都立産業技術研究センターに関する３件の議題について、これまで試験研究分科会に

において複数回審議を重ねてまいりました。その時の審議の状況や、委員から出された主な意見など、分科会を代表して私からご報告させていただきます。

まず、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価についてです。

評価の内容については、先ほど事務局から説明のあったとおりですが、分科会としては事務局が作成した評価案に対して、最終的に妥当であるとの意見となりました。

委員からは、評価に当たって留意すべき点として、外部資金導入研究の採択件数と、歳入総額が高い水準を維持しており評価できるという意見や、知的財産の実施許諾件数を着実に伸ばしており、中小企業の製品開発につなげている点が評価できるという意見、都内経済の基盤となるものづくり中小企業への細やかな支援を継続し、将来にわたる技術の継承を後押しするという視点が重要であるという意見がありました。

また、中期目標の達成に向けて産業技術研究センターに望むこととしては、支援内容や研究参加などを効果的に情報発信して、都産技研のプレゼンスを向上するという一方で、より多くの中小企業の利用を促進することが望まれるという意見や、中小企業の製品化や事業化を優位なものとするために、社会や経済の動向を調査、分析し、支援に生かしていくことが望まれる、という意見も出ました。

これらの委員の意見は、全体評価及び項目別評価の中に反映されております。

次に、中期目標期間の終了時における業務及び組織の全般にわたる検討についてです。

こちらは今お話ししました見込み評価と、次の中期目標と併せて一体的に検討をいたしました。

その結果、産業技術研究センターが担っている中小企業への技術支援という役割は引き続き重要であり、そのために本部と複数の支所となる今の組織構成は支援を広く行き渡らされるために適切なものであること、また、地方独立行政法人という運営形態も効果的であることが認められました。

そのため、産業技術研究センターの業務や組織を廃止するなどの所要の措置は必要ないという事務局案に対して、分科会として適当であるという判断をいたしました。

最後に、第五期中期目標についてです。

こちらについては、本年3月から分科会の検討をはじめ、5回に分けて丁寧に審議を進めてまいりました。委員からは、それぞれの専門的な視点から様々な意見が出ました。

そうした意見から、主なものをお話しいたします。

まず、産業技術センターが中小企業と共同で、環境問題や防災などの社会課題の解決

につながる製品を数多く生み出していくことを期待するという意見がありました。そうした製品開発に当たっては、産業の動向を十分に調査して、どのような製品が市場に受け入れられるかという観点を持って開発を行うことが重要だという意見もありました。

一方、その担い手となるべき中小企業が置かれている経営環境は非常に厳しく、特に技術の継承が大きな問題となっており、そうした方面での産業技術研究センターの支援を期待するという意見がありました。

そのほか、試験研究機関においては、研究員をはじめとする人材の質が非常に重要であるという意見が、複数の委員から出されました。人的資本投資という視点を持って、職員のモチベーションを高めつつ、より一層人材育成に力を入れていくことで、業務の質を高めてもらいたいと考えます。

事務局が作成いたしました第五期中期目標案は、こうした委員の意見を十分に取り入れた上で、産業技術研究センターが次の5年間に取り組むべき目標を定めたものとなっておりますことから、これを分科会として了承いたしました。

引き続き、産業技術研究センターの業務運営が適切に行われているかどうかは、分科会において毎年度の業務実績評価を通じて、注意して見てまいりたいと思います。

以上で、私からの報告を終わります。委員長、よろしくお願いいたします。

○大野委員長　ご報告どうもありがとうございました。

それでは、第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価案、第四期中期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討案及び第五期中期目標案につきまして、それぞれの内容が関連しておりますため、一括してご質問やご意見を伺いたいと思います。

どなたからでも結構でございます。よろしくお願いいたします。

○山口（俊）委員　がん研究会有明病院の山口です。私、あまり詳しくないのですが、今のご発表を聞きますと、大変大事な仕事だと思います。

病院と同じように、やはり今技術革新が著しくて、例えば、医療の現場でも10年も現場を離れたら今はもう医療できません。恐らく、こういう技術に関しても、それ以上の進歩があって、それに追いつくのは非常に大変だと思います。

成果の中で目標達成度95%、色々な相談に対して満たしていることはすばらしいと思いますけれど、これは恐らく、相談に來られて対応できたものについて、満足度が95%だと思います。

今、色々な要望が出てきて、必ずしも全ての要望に応えられることは難しいのではないかと思います。対応できなかったものがどれくらいあったのか。そういうことに対して、今後、例えば、283人の研究職でやっておられますけども、研究職の職員をどういう具合に増やしていくかとか、この法人の人材の育成にどのようにつなげていくか、どういう部分について増やしていったらいいのかというような、そのような展望はあるのでしょうか。

○産業労働局（永島技術調整担当課長） 山口委員、ありがとうございます。

まず1点目の部分でございますが、おおむね95%ということで、これはおっしゃっており、依頼試験、機器利用、あとは技術相談にお越しいただいた方々の中から、それぞれの産技研に来訪した際の目的が達成できたのかという観点でというものでございます。

残りの5%でございますが、やはりその中でも、当初期待した目的が達成できなかったというものはあることは事実でございますので、そうしたところを糧としつつ、対応してまいるというところでございます。

例えば、これがお答えになっているのかは分かりませんが、どうしても都産技研の持ち得る機器で対応できないようなものがあった場合には、ほかの公設試への案内をするなど、その辺りは柔軟に対応をしてきているところでございます。

いずれにしても、その5%の意見が重要であるというところは、分科会の委員からもご意見頂戴しておりますので、引き続きその業務改善といえますか、対応につなげていきたいと考えてございます。

もう一点、人材の育成についてでございます。

都産技研でございますけれども、国のNEDOへの人材派遣のほかに、今年度からは民間企業への管理職の派遣も行っております。

こうした最新の知見を得ていくというところに加えまして、研究員の中から大学の博士課程に人材を送り込んで、先端技術をつかむというようなことも行っております。

まさに人的資本経営の部分の一つの柱をなす人材育成、ここについては産技研にもいろいろと、今後も工夫を凝らして進めてもらいたい、と都としては考えているところでございます。

以上でございます。

○山口（俊）委員 どうもありがとうございました。

一つだけ、職員の新陳代謝もあると思うのですが、新しい職員がどれくらい採用

されていて、どれぐらいの応募があるのか、その辺りいかがですか。

○産業労働局（永島技術調整担当課長）

一般型の研究員の採用実績でございますが、直近、令和6年度については9名の採用をいたしております。これに対しまして、応募者は85名となっております。

ですので、一定の、しっかりとふるいをかけた上で、優秀な方を採用できているというふうに考えてございます。

○福井委員 私も山口先生と同じで、どうしても自分が働いている分野に関連づけて考えてしまうんですけれども、私も最初に思ったのが、いろんなニーズとか相談のリクエストに対してどれぐらい対応したかという、まさに山口先生おっしゃったような視点での数値が、あまり出てきていないのではないかと思います。

それからもう一つ、このセンターの目的として、中小企業の振興を図り、もって都民生活の向上に寄与するという文章があります。

色々な技術を開発したとかそういうのはもうたくさん書かれているのですが、そのことが、都民生活の向上にどれぐらい役立っているのかという視点からの、あまりこういう評価が、お話を伺った限りではあまり出てきていないように思いますが、そのような評価も必要ではないでしょうか。

と言いますのは、医療でも、我々医療者が、絶対にこれは患者さんのためになると思ってやったことが、実は全然役に立たなかったということが、もうたくさんあるんですね。恐らく、こういう技術に関しても、ポジティブなコメントばかりなのですけれども、けれどもひょっとして、開発したものの中には、うまくいかなかったようなものもあるのではないかと思います。

以上です。

○産業労働局（永島技術調整担当課長） ご意見ありがとうございます。

1点目のニーズに対応した数字の部分でございます。

主に、やはり技術相談、依頼試験、機器利用というところにはなるのですが、中期目標、中期計画の中で、この数字を目指すというような数字については、具体的に言及はないのですが、アウトカム評価報告書は先ほど申し上げたところで、評価をいただいているというところについて、高い満足度をいただいているというところについては、評価に当たっては参考にしているところでございます。

もう一点、開発をして終わりではなくて、この組織の目的であります都民生活の向上

につながらなければいけないというところのお話であったかと思います。

その部分につきましては、資料3でございます。

こちらのほうで、事例として掲載をしているところではありますが、こうしたストロ一補助具での、障害を持つお子さんのQOL向上ですとか、熱電材料ですとか、工場内の点検を自動化するというようなことで、社会の役に立っていると言いますか、都民生活の向上につながっています。

その下の車椅子なども、今非常に売れていると聞いております。開発後、約300台売上げているということで、こうした機器がしっかりと世の中に出ております。

特に我々といたしましては、研究を研究で終わりにせず、それをどう社会に出しているのかというところを評価の数値目標としても定めておりまして、その辺り、しっかりと見ながら、今後も評価してまいりたいと考えてございます。

○梶間委員 公立大学法人分科会の委員の梶間といいます。本業は会計事務所をやっております、学校への関与が多いのですけれども、金融機関の顧問をしている関係で、工場経営者だとか、ものづくりをしている皆さんの声を聞くことがかなりあります。

今、福井先生もおっしゃいましたけれども、こちらの最終的な目的が、都内の中小企業の振興を図り、都民生活の向上に寄与するという、そういう目的を持っています。

こちらのセンター、お話聞いていて、とても社会的意義が大きくて貢献度も高いと思います。どういう分野が強いかと言いますと、技術開発だとか、製品作り。製品作りって実は素晴らしいことですが、直接、都民のほうに役に立つわけではないのですね。製品を作って、パッケージングをして、値付けをして、流通に乗っけて、都民の方のところまで届いて役に立つ。要は、製品と商品って微妙に違うのですね。

こちらのほうは、技術開発だとか技術支援だとかその相談で、どちらかというと製品作りのプロのブレーン集団みたいな感じで、東京都の似たような団体で言いますと、先ほどちらっとお名前が出ました、中小企業振興公社さん。あちらのほうはどちらかという、値付けしたり販路のアドバイスをしたり、商品化に強いような団体のような感じがします。

こちらのほうの団体からしますと、オール東京都という視点で見ると、こちらのセンターと後者のほうが一体化すると、まるで大谷翔平のように二刀流のサービスができるのではないかと。具体的に言いますと、新しいほうの新年度の第五期中期計画のところ、視点の2に、他の支援機関との連携みたいなのがありますので、ぜひ、製品は大切、で

も、視点としては最終的に役に立つのだったら、商品作りのところまで、値付け、販路のところまで連携してアドバイスができればいいと思いました。

あと関連して、今日お話を聞いていまして、プレゼンスだとか、あとは広報みたいなお話が出てきたかと思います。

こちらのセンターの内容、とても都内にある製品作りの皆さんにとっては役に立つ内容なので、具体的に言いますと、本当に常識が崩れるくらい、都内の中小企業さんって「3ない」、3ないというのは、人がない・金がない・情報がないと言うのですね。

でも、こちらのほうに相談すれば、人がないといっても、技術者向けのセミナーやってくれますよ、金がないといっても、検査機器だとか、こちらで言いますと分析機器、そういうのを貸して使わせてくれますよ、情報がないといひましても、技術相談、先ほど教えてもらいましたら年間6万3,000件もあるということでしたので、こうしたとても功績の高い業務ができる団体を、ぜひ、都内の工場経営の皆様、ものづくりの皆様に伝えるような感じにしていきたいと思います。

具体的に既にいろんな施策をやっているかと思いますが、先ほど評価委員の方から、個別の意見でプレゼンスみたいなお話も出ていましたので、私、各論のところまで分かりませんので大きなくくりの言い方になってしまいますけれども、商品作りまで連携でアドバイスができる。

もう一つ、とてもすばらしい内容なので、それを都民の工場経営者やものづくりの関係者に伝えていく、といったところを第五期中期計画に項目として挙がっていますので、具体的な形にして実現していただきたいです。

あともう一つありますのは、私が大学の分科会にいる関係もあって、学校寄りの発言になってしまうかも知れませんが、こちらのセンターの中身がとてもすばらしいものですから、小学生や中学生の社会見学に積極的に使ってもらったり、高校生のインターンシップの場にしてもらったり、大学との共同研究の目標数値を作って進めてもらったり、といった学校との連携も、お互い、両方とも、両方でお互いに支援しているような感じがしますので、ぜひやっていただきたいです。

キーワードで再掲しますと、製品作りから商品作りと思ったのが一つ。ですから、具体的には、中小企業振興公社と東京商工会議所でもいいのですけれども、連携を深めていってほしいです。

あと、中身がとてもすばらしいものですから、これを東京都の中小企業の皆さんのほ

うに伝えていただきたい。あと、学校との連携も深めていただきたい、そのようなところを思いました。

以上です。

○産業労働局（永島技術調整担当課長） 梶間委員、貴重なご意見、どうもありがとうございます。どれも非常に重要な点であると事務局としても考えてございます。

まず、1点目でございますけれども、公社との連携という部分でございます。

現在、人的交流も行っております。また、公社のほうで実施をする諸々の製品開発、技術開発の審査会に、技術的な知見から審査員として関与したりですとか、そのほか、事業ベースでもつながりを持っているところでございますので、事務局といたしましても、そういった点は引き続き求めていきます。

経営と技術の両輪でというところは、委員おっしゃるとおりかと思しますので、しっかりと伝えてまいりたいと思います。

2点目の広報でございます。こちら、分科会でも様々なご議論、ご意見をいただいたところでございます。

やはり、産技研の認知度を上げていって、新たなお客様に来ていただく、あるいは、少し産技研を利用してから間は開いているのだけれども、何かお困りがある企業さんのところの課題を解決していく。

そのためには、いわゆる組織の中の広報の部門だけではなくて、研究員一人一人が都産技研のスポークスマンとして業界団体、学会等と連携をしながら、その存在価値を高めていくということが重要であろうと思しますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

3点目でございます。若者のと言うのでしょうか、育成というお話がございました。もっと子供ですとか、あとは大学生だとかに産技研を知ってもらうという部分です。

現状、都産技研ではインターンの受入れも行っておりまして、また、大学との共同研究を行っている際には、その大学からの人材の受入れというようなところも取り組んでいるところでございます。

また、お子様向けの他の科学館のようなところが実施をするイベントに、都産技研としてブースを出して、科学技術を分かりやすくお子さんに伝えていく、そういったような取組もやっております。

いずれにしても、これも情報発信ともつながる部分ではございますが、しっかりとそ

ういったところも取組を進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○最上委員 大学分科会の委員の最上と申します。

大学のほうで話が、例えば、都立大の活動としてアントレプレナーシップ教育とか、あとはスタートアップ企業をサポートするためのイノベーションハブの活動とかそういうのがあります。

結局、そういう面からの活動というものは、この産業技術センターの活動には入ってこないのでしょうか。何かそれを入れると、もっと幅が出るような気がします。

スタートアップ企業、スタートアップのサポート、もしくは起こすこと、例えば起こす、立ち上げるところの関与、さらに、もしくはうまくいかなかったときのサポートというようなことをしていくと。

今はどちらかというと、今ある中小企業の人たちをサポートするという具合に計画や実績なんかが見えるのですが、もっと一歩先に行って未来のことを考えると、そのスタートアップを支えるというような、そういう活動も取り入れたらいいのではないかという具合に、お話を聞いて思いました。いかがでしょうか。

○産業労働局（永島技術調整担当課長） 最上委員、ご意見ありがとうございます。

従来型の中小企業に加えてスタートアップというお話かと思います。そういった意味では、都産技研については、スタートアップの方の利用実績というものも多々ございます。

また、事業概要の中でございました製品開発支援ラボには、今、非常に勢いがあるスタートアップの企業の方々も入居いただいているところでございます。

しっかりと、ものづくりの基盤となる中小企業への支援というものも行いながら、主にものづくり系スタートアップの支援というところも取り組んでまいりたいと考えております。

また、都産技研としては、企業でないと利用ができないというわけではございません。起業に向けた個人の方も利用者としては受け入れてございますので、そういった部分には、都産技研の技術的な知見というものの、どうしても技術面というところが主にはなりますけれども、そこはしっかりとスタートアップもスコープに入れながら、支援を進めてまいりたいと考えております。

○大野委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

今の話で都立大のほうでもスタートアップ、あるいはベンチャー企業なんかで機器の

場所を提供とか、機器の利用なんかを進められています。ですから、そういう辺りというのは、センターのほうでやられていることとかなり近いところがあるので、その辺りちょっと、情報交換するとか連携するとか、そうすると非常にシナジーが出てきていいのかなという、多分そういう思いを最上委員は思われたのではないかなというふうに解釈しましたので、ひとつよろしくお願いします。

○大坪委員 東京都医師会の大坪です。

今日はいろいろご説明いただいて、ありがとうございます。この何か沿革のところから、このように長い歴史の中で、やっぱりずっとこつこつと努力されてきて、今のものづくりとかそういうのがあるのかなと思って、ちょっと感動したところです。

それで私は、ご説明の中であった機器利用とか件数を聞いていて、かなりこれは東京都内ですごく利用されているのかなと思ったのですが、先ほど、梶間先生のお話で、まだまだやっぱり取り残されているというか、自分のところだけでもし苦しんでいる、そういった中小企業の方がいらっしゃるのであれば、何とかそういった方々が生き残っていけるというか、次につながっていけるように、こういったものをせつかくあるので使っていただきたいなというのは思いました。

それからあと、スタートアップについては、自由に使える場所があったりとかというのは、前にちょっと小池都知事のお話を伺ったときに、スタートアップ企業の方が使える場所をつくるとおっしゃっていたので、そのことなのかなと思ってちょっとつながった部分があります。

病院もそうなのですが、やはり今、中小でやっぱり人がいないとか、資金がないとか、そういったところで困っているところはたくさんあるのですけれども。やはりものづくりでも医療でも、そういった小さい一つ一つのところが頑張って東京を支えているというところがあると思うので、そういったところを支えて、伸ばしていただいくことに、これからも続けていただけたらいいなと思いました。

以上です。

○産業労働局（永島技術調整担当課長） ありがとうございます。

今、お話がありましたスタートアップが使えるものづくりの拠点をつくるというお話ですが、私どもの中でスタートアップを実施する支援をしている部署がございまして、そちらが東京の有楽町のそばに、T I B、東京イノベーションベースというものを作っております。

その中に、F A Bと言われるものがございまして、いわゆるものづくり系のスタートアップに機器を同じように利用できるというようなサービスを提供してございます。

ただ、やはり用意している機器に関しては都産技研に一日の長がございまして、です。で、都産技研のほうではそのT I Bとも連携をいたしまして、ものづくり系のスタートアップがそのF A Bで賄い切れない場合には、都産技研に実際にお越しいただいて使っていただきたいというような、送客と申しますか、そういったご案内も現場ではさせていただいているというふうに聞いております。いずれにしてもそういった部分も、一つ目のお話にも関連しますが、しっかりとそういった支援機関とも連携をしながら都産技研を利用いただく、そういったところをしっかりと進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○十河委員 大学分科会の委員をしています十河と申します。よろしくお願いします。

せっかくなので感想と確認を少ししたいと思ったことを申し上げます。

このセンターの拠点の中の一つにバンコク支社、タイがございましてね。この組織の存在意義というのが、都内の中小企業の振興を図り、もって都民の生活の向上という、前者のほうにはタイに展開する中小企業を支援するという意味で意味を持つのだと思います。都民の生活の向上というのに直結するというのはなかなか、その中小企業がしっかりと雇用を生み、それが都内にいろいろ還元されるという意味での向上ということになるのかなと思ひながら、理解をしようとしております。

一方で、このバンコク支所ができた背景はちょっとまだ、この資料を読む限りではよく分からないところがあります。

この実績見込みを見ますと、技術相談、実地、技術支援というところの数字が令和3年度から6年度にかけて非常にどんどん伸びていって、123件から434件と大きく伸びているということで、この都内の中小企業がタイに展開するに当たり、非常にこの支所の意義みたいなものがあるというふうに理解もできるのかなとも、思います。

そういう中で、一方で、タイだけなのだろうかというふうにも思いますし、また、都がこれをやるというよりは、もうちょっと海外で、そこで日本企業が進出する上でいろんな支援ができるサービスなりを充実化させる役割は、都というよりは日本のような気がします。

一方で、こうやって伸びていくのであれば、今後5年間の計画の中で、より拡充をしていくような余地というか、そういうのもこの5年計画の中でどの程度担保できるのか

とかというのも、気にもなるところでもあります。

こういう海外展開に関するこの事業、このセンターがどう考えて、特にこういう大きな節目を迎えるときに、制度を評価してどう次の5年間を考えるのかということについて、もう少しご説明いただければと思います。

○産業労働局（永島技術調整担当課長） 十河委員、ありがとうございます。

タイにございますバンコク支所でございますけれども、今お話ありましたとおり、非常に相談件数としては伸びてきているところでございます。

設置をしてからかなり年数が経ってきているところではございますが、これまで場所が離れていたことはありますけれども、公社との連携のために、昨年の夏にアクセスが良い公社のタイ事務所の隣に移転をして、今展開をしてきています。

産業技術研究センターとして、タイ以外に、例えば欧米への拠点というような話は、現状では特段ないところではございますけれども、これだけグローバルな中で中小企業の新たな成長の可能性として、海外というものは不変のものとしてあるのだろうと考えております。

そういった点では、本部でいわゆるC Eマーキングも含めた特有の規格というものの、どう応えた製品開発をしていくのかというところの、専門家も含めた技術相談、セミナーというものは実施をしてきています。

加えて、今後の5年間に向けてというところでは、そういった規格相談だけにとどまらず、その規格に沿って海外でその製品を展開するためには、どのような製品開発が必要なのかというようなところの技術的な支援というものを、より一層力を入れて取り組んでまいりたいと、中期目標策定に当たっての意見交換の中で、都産技研は申しておりますので、そこは我々としても期待をしてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、産業労働局、東京都としましては、そういった技術面ではない、販路開拓の支援というものは、商工部及び中小企業振興公社で展開しておりますので、そういったところとも適宜連携を図りつつ、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○児玉委員 都立病院分科会の児玉と申します。

2点ありまして、まず1点は、概要のところであったのですが、予算の収入支出のところです。支出のところ、一般管理費と業務費ということで、103.5億円の内訳が書いてありますが、業務費というのは、恐らく直接的な経費であって、一般管理費というの

は人件費とかそうだろうなとは思われるのですが、具体的に、もしよろしければ、
どういう費目があるのかというのを、簡単にですけど、お教えいただきたいのが1点で
す。

それからもう一点、資料6のほうにもありましたけども、この事業によって令和3年
から6年まで7億9,200万円の利益を計上しているということで、病院と違ってなかなか
か経常収支的にも素晴らしいなとは思いますが、この利益が出て繰り越す、ここに書いて
あるのですけれども、東京都が経営努力として認めた利益は、目的積立金として次期
に積み立てると書いてあるのですけど、この「経営努力として認めた利益」というのが、
この文章を読んでいて分からなかったのも、その概念を教えてくださいということ
です。

それと、3点目になってしまうのですが、この中期目標とか拝見させていただきま
して、実績でもそうなのですが、数字が一つも入っていません。例えば、こういうこと
に対して幾らお金を投資して、例えば案件ができたとかいうような、支出と実績、コス
トとその効果のところがはっきり分からないので、果たしてこれってどうなっているの
かなというのが分からなかったのも、今後その数字のところを、目標値を入れるときに、
少し入れていただけると分かりやすいのかなと思います。

以上です。

○産業労働局（永島技術調整担当課長） ありがとうございます。

まず、1点目の資料1にございます業務費と一般管理費についてでございますが、大
きなものとしましては、まず人件費がございます。人件費につきましては、管理部門の
人件費及び役員の人件費については、一般管理費に、また、業務展開、事業展開に関わ
る人件費については業務費に入っております。

そのほか、事業の中で発生をいたします業務委託費、備品、あと減価償却費なども含
めて、その辺りは業務費に入っているというところでございます。おおむね、フロント
業務とバックオフィス業務で経費の区分が分かれているというふうにご理解をいただ
ければと思います。

2点目の7億9,200万円の部分でございますが、こちらにつきましては、都からの交
付金という形で支出をいたしますけれども、その中で、こちらに記載がございますとお
り、例えば光熱費ですとか、もろもろの業務費の中で経費節減を図って、利益について
は計上しております。ただ、その中で経営努力ということで、都産技研が自らの努力で

もって削減をした部分については、都産技研が翌年度以降、事業に使えると。それ以外の部分については、これは地独法のルールでございますけれども、5年経ったとき、この中期目標期間の終了時にその残額については都に返還をすると定めております。

その部分については都に戻ってくるというような形で、ちょうどこの第四期分については、会計を締めて来年度に返還金があるという形になってございます。

3点目は、確かにコストとどれだけの効果を上げたかというところ、なかなかちょっと一概に、一対一で計れるものではないのですけれども、確かに視点としては重要な点だと思いますので、どういった管理ができ得るのかというところについては、少し検討したいと考えてございます。

○杉谷委員 大学分科会の杉谷でございます。

本日、ご説明、それからいろいろ質疑を伺って、大変意欲的に東京都のためにも活性化されるような取組をやっているということはよく分かりました。今後に向けても新たな中期目標のもとで、さらに改善充実を図っていかれる予定だということもよく分かりました。素朴な質問なのですが、やはり充実を図っていけばいくほど、このセンターの職員のほうにも、それなりに負担は大きくかかってくるのではないだろうかというのが一抹の杞憂がございます。こちらの資料8とかを拝見しますと、人材育成については先ほどご説明ありましたが、中長期的な視点に立って計画的な職員採用を行うとか、そういったことが書かれているのですが、今後、こちらのセンターとしては人員も拡充しつつ、無理なくこういった業務を運営できるような体制になっていくのか。

もう、しわ寄せがきて、それこそライフ・ワーク・バランスが崩れていくのでは元も子もないかと思うのですけれども、その辺りについて伺えればと思いました。

よろしく願いいたします。

○産業労働局（永島技術調整担当課長） ありがとうございます。非常に重要な視点であろうかと思えます。

職員への負担というところ、その裏づけとなる人員、それを、何ていうのでしょうか、解決策の一つが人員を拡充していくということになるかと思えます。

産技研に対しましては、この中でも業務運営の改善、効率化という文言を掲げてございます。これも言われて久しい話ではありますけれども、引き続きこういったところというものは、団体には求めていきつつ、ただ、いわゆる人件費の大部分といいますか、その原資になるものは都からの交付金でございますので、今、私がこの場で人件費を必

要人員分全て措置しますというふうにクリアに申し上げられないのは、なかなか苦しいところではございますが。

やはり業務運営の改善を図っても、なお、必要となる人員については、しっかりと所管局といたしましては予算措置が図られるように手当をしていくと。特に併せて、やはりポイントとなってくるのは、ちょうど今日、国のほうでも人事院勧告が出ましたが、非常に人件費としては右肩上がりに今上がってきている状況であるというところでございます。その辺りどうしていくのかというところは、我々としても注視をしながら必要な措置を講じられるように、独法を所管する産業労働局といたしましても尽力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○杉谷委員 ありがとうございます。より優秀な方を採れるような環境で、それをフォローできるような体制ができると、と思います。よろしくお願いいたします。

○大野委員長 そろそろ予定の時間が近づいてきたのですが、何かご発言がございましたら。どうぞ、福井委員。

○福井委員 すみません、簡単に。

研究の成果として、知的財産権の件数など書いてありますけれども、研究論文の数というのは、学術雑誌などに出ている、そういう数もあるわけですね。

○産業労働局（永島技術調整担当課長） 昨年度の数字でございますが、学協会での発表等につきましては、355件の発表となっております。

毎年度、一定程度、数字についてはありまして、一昨年度から比べると増えているというようなところもあります。この辺りも、引き続きしっかり求めたいと思います。

○福井委員 最後にちょっと一言コメントです。

先ほどの障害者のためのいろんな機器の開発などが生活の向上に寄与するというお話でしたが、それを評価するという意味は、どれくらいの人数の人にどういうレベルでの生活の向上が実際に図られたのか、現場での評価が必要ではないかという、そういう意味ですので、特に答えは要りません。

○産業労働局（永島技術調整担当課長） ありがとうございます。

主なものについては、どれくらい売れているのかというところですか、これはキッズフェスタという福祉用具展に出展をして販売をされたと。特にここの部分については、これは都立大さんとの共同研究が発端になって製品化になっているものにはなりますが、

そういったところもしっかり把握していきたいと思います。

○**福井委員** 福祉器具以外のいろんな技術が、例えばどれぐらい働く時間を短縮するのに貢献したとか、ほかのいろんな技術も生活という視点からの評価ができるのではないかと思います。

以上です。

○**産業労働局（永島技術調整担当課長）** ありがとうございます。

おっしゃるとおり、様々な、A I 活用でのD Xですとか、そういった器具開発もしておりまして、実際、それを都産技研で共同研究を実施するときには審査を行っております。

その中で、その技術によってどれぐらい作業、例えば、今まで何時間かかっていたものが5分でできるですとか、そういったものも企業のほうから聞き取りをしながら進めておりますので、そういったところでしっかりと効果というのを把握しながら進めていきたいと思います。

○**大野委員長** ありがとうございます。

そろそろ時間も過ぎてまいりましたので、この辺りで収束させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○**山口（俊）委員** どなたかも意見があったのですが、具体性に欠けた報告が少し多かったような気がしております。

例えば、業務時評価書というのがあって、資料4ですけども、項目の9で、社会的課題解決Sという評価になっておりますが、これ見ただけでは事業化を促進しているだとか支援の実績を伸ばしているとか、それだけのことしか書いていないです。定量的な目標がどうだったのか、それがこれぐらいになって、これはなぜアウトスタンディングなものかということを書かないと、これSという評価は、やはりなかなか納得し難いという感じがします。

全般にやはり、もう少し具体的に書いていただいたほうが分かりやすいと思います。恐らくやっておられると思うのですが、これだけでは少し説得力がないと思います。

以上です。

○**産業労働局（永島技術調整担当課長）** ありがとうございます。

おっしゃるとおり、定性的な評価のみならず、定量的な評価をといるところござい

すので、第五期中期目標及びその評価に当たっては、定量的な目標と実績というものをしっかりと見定めながら評価を進めてまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○大野委員長 ありがとうございます。

基礎となるデータをお持ちだということだと思いますので、その辺りどういうふうに見せるかというのは、少し今後、工夫していただければよろしいのかなというような、感想を私も持ちます。ありがとうございました。

それでは、よろしければこの辺りで意見聴取をおしまいにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

非常に活発なご意見をいただきまして、どれもがセンターの将来につながるような形で建設的なご意見だったと思います。ありがとうございました。

それでは先ほど、事務局からご説明ございましたこの3件につきましては、当委員会です承したというようなこととお認めいただけますでしょうか。

(異議なし)

○大野委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の審議を終わらせていただきたいと思います。

最後に、事務局からよろしくお願いします。

○総務局（足原行政管理担当課長） それでは、事務局から連絡事項について申し上げます。

まず、本日ご審議いただきました内容の今後の流れについてでございますが、まず、第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務的評価、いわゆる見込み評価につきましては、本日の結果を踏まえて知事が最終的な評価を行うという流れになってございます。

その内容につきましては、9月に開催予定の令和7年第3回東京都議会定例会におきまして、報告をさせていただく予定になってございます。また、第五期中期目標につきましては、第3回都議会定例会におきまして、議案として提出をさせていただく予定でございます。

中期目標につきましては、地方独立行政法人法の規定によりまして、議会での議決を経ることが必要でございますので、こちらの議決をもちまして、中期目標が確定されるといった流れになってございます。

その後につきましては、法人のほうで中期目標の達成に向けた計画案、中期計画というものを作成するということになりますが、こちらの中期計画につきましては試験研究分科会でまた引き続きご意見を頂戴することになってございますので、試験研究分科会の委員の皆様におかれましては、どうぞ引き続きよろしくお願いをいたします。

事務局からの連絡事項については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大野委員長 ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、評価委員会を閉会したいと思います。皆様、ご協力、どうもありがとうございました。

以上